

各位

2026 年 9 月 28 日
株式会社 北陸銀行

「こども NISA」口座開設受付開始および
キャンペーン「北陸銀行で、こども NISA を始めよう。」開始について

ほくほくフィナンシャルグループの北陸銀行（頭取 中澤 宏）は、2026 年 10 月 1 日（木）より、「こども NISA」口座開設の受付を開始いたします。また受付開始に合わせてキャンペーン「北陸銀行で、こども NISA を始めよう。」を実施いたします。

本キャンペーンは下記 2 つの条件達成いただいたお客さまに、最大 5,000 円の現金を進呈するものです。この機会に、お子さまの将来に向けた資産運用をご検討の多くのお客さまにご利用いただきますようお願いしております。

当行では、今後ともお客さまの資産形成に貢献できるよう、より一層のサービス向上に取り組んでまいります。

記

＜キャンペーン概要＞

名称	北陸銀行で、こども N I S A を始めよう。
期間	2026 年 10 月 1 日（木）～2027 年 3 月 31 日（水）
対象	個人のお客さま
対象取引	【特典 1 の条件】すべて満たした場合 ① 2026 年 10 月 1 日～12 月 30 日の間に、こども N I S A 口座開設申込書のご提出 ② お子さま名義の普通預金残高（※）が 30,000 円以上 （※）2026 年 12 月 30 日 23 時 59 分時点 【特典 2 の条件】すべて満たした場合 ① 2027 年 1 月 4 日～3 月 31 日までにこども NISA 口座を開設 ② 積立投資信託をご契約の上 2027 年 4 月 30 日までに初回引き落とし、2027 年 6 月 30 日までに 3 回以上引き落とし
特典	特典 1 お子さまの口座に現金 2,000 円プレゼント 特典 2 お子さまの口座に現金 3,000 円プレゼント
景品進呈時期	特典 1 2027 年 1 月末ごろ 特典 2 2027 年 7 月末ごろ

※対象取引には諸条件がございます。詳細につきましては、次頁のチラシをご参照ください。

以上

＜本件に関するお問い合わせ先＞
北陸銀行個人ソリューション部 企画チーム TEL(076)423-7111

未来を育てる 最初の一步

北陸銀行で、こどもNISAを始めよう。

2つの条件達成で 最大**5,000円**プレゼント



早く始めて
おトク

事前のお申込で
さらにおトク



特典 1

まずは、口座の準備

期間

2026年10月1日（木）
～12月30日（水）

条件

- こどもNISA口座開設申込書類のご提出
- お子さま名義の普通預金口座の
残高（※）が30,000円以上
（※）2026年12月30日23時59分時点

2,000円 プレゼント

特典2

つみたてをスタート

期間

2027年1月4日（月）
～3月31日（水）

条件

- こどもNISA口座開設
- 積立投資信託をご契約のうえ、
2027年4月30日までに初回引き落とし
2027年6月30日までに3回以上
引き落とし

3,000円 プレゼント

NISA口座開設には日数を要する場合があります。余裕をもってお手続きください。

【キャンペーンに関する留意事項】

＜共通事項＞ ○対象となるお子さま：2027年1月1日時点で満18歳未満の日本にお住まいのお子さま。○こどもNISA口座の開設には、お子さま名義の普通預金口座が必要です。○プレゼントは、特典1は2027年1月末ごろに、特典2は2027年7月末ごろに、お子さまの普通預金口座に入金いたします。○プレゼントの入金時点でお子さまの普通預金口座を解約されている場合や、その他当行が不適切な取引と判断した場合は対象外となります。○お取引条件を満たされた場合、自動的にプレゼント対象となるため、キャンペーンのお申し込みは不要です。○プレゼントは課税対象となる場合があります。詳細は所轄税務署にご相談ください。

＜特典1＞ ○期間中にこどもNISA口座開設申込書類を当行に提出され、2026年12月30日23時59分時点で、お子さま名義の普通預金口座の残高が30,000円以上の場合に対象となります。

＜特典2＞ ○期間中にこどもNISA口座を開設および積立投資信託をご契約いただき、2027年4月30日までに初回引き落とし、かつ2027年6月30日までに3回以上の引き落としが確認できた場合に対象となります。○こどもNISA口座開設は、お手続き日ではなく口座開設日基準で判定いたします。○こどもNISA口座の開設には税務署の承認を得る必要があり、承認には日数を要しますので、ご注意ください。○ほかの金融機関で既に開設されていたなどの理由により税務署の開設承認が得られなかった場合や、お申込内容やお手続きの誤りや不備等により、こどもNISA口座開設手続きが完了しなかった場合、プレゼントの入金時点でこどもNISA口座および投資信託口座を閉鎖（廃止）されている場合は対象外となります。

キャンペーンやこどもNISAについて、詳しくはホームページや店頭窓口までお問い合わせください。

※裏面の「投資信託に関する留意点」「NISA制度に関する留意点」「こどもNISAに関する留意点」を必ずご確認ください。



お手続き方法



【こどもNISA口座 開設】

店頭窓口でのお手続きが必要です。

【お持ちいただくもの】

- ・ お子さまの普通預金口座番号がわかるもの（通帳など）
- ・ 親権者さまとお子さまが記載された住民票（もしくは戸籍謄本）
- ・ お子さまのマイナンバーカード
- ・ ご印鑑

※ご来店される親権者さまのご本人確認ができるもの（マイナンバーカードや運転免許証）もお持ちください。

【お子さま名義の普通預金口座 開設】

（※口座未開設の方のみ）

①北陸銀行ポータルアプリの場合

お子さま名義の口座をアプリで開設されてからご来店いただくと、窓口でのお手続きがスムーズになります

アプリはこちら▶



②店頭窓口の場合

【お持ちいただくもの】

- ・ お子さまのマイナンバーカード
- ・ ご印鑑
- ・ 預入用の現金



来店予約はこちら▶

○投資信託に関する留意点 ・投資信託は預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。・投資信託は、元本・分配金が保証された商品ではありません。・投資信託は、次の要因によりお受取額が投資元本を下回ることがあります。◎組み入れ有価証券（株式・債券等）等の値動き（価格変動リスク）があります。◎組み入れ有価証券（株式・債券等）等の発行者の信用状態の悪化によるリスク（信用リスク） 国情・財務状況等の変化およびそれらに関する外部評価の変化等によるリスク（コントリリスク）があります。◎外貨建て資産に投資するものは、この他に為替相場の変動によるリスク（為替変動リスク）があります。詳しくは各ファンドの目論見書および目論見書補完書面等をご確認ください。・投資信託のお申込みにあたっては、当行所定の申込手数料がかかるほか、保有期間中には信託報酬がかかります。また一部ファンドには、換金時に信託財産留保額が基準価額から差し引かれるものがあります。・お申込手数料は、お申込金額（1口あたりの基準価額×お申込口数）に対しての料率です。お支払総額は、お申込金額にお申込手数料額および手数料金額に係る消費税相当額を加えた金額です。・信託財産留保額は、基準価額に各ファンド所定の料率を乗じて計算されます。詳しくは各ファンドの目論見書および目論見書補完書面等をご確認ください。・一部のファンドには、信託期間中に中途換金できないものや、特定日にしか換金できないものがあります。詳しくは各ファンドの目論見書および目論見書補完書面等をご確認ください。・お申込手数料・信託報酬等は銘柄によって異なり、またお客さまの負担となる手数料等の合計額は、お客さまの運用期間等によって異なるため、事前に表示することはできません。・投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客さまに帰属します。・北陸銀行で購入された投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。・投資信託は設定・運用を投信会社が行う商品です。・お申込みの際は購入されるファンドの最新の目論見書および目論見書補完書面等をお渡ししますので、必ず内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。目論見書等は北陸銀行の本支店等にご用意しております。

○NISA制度に関する留意点 ・北陸銀行でのNISA口座（以下、「口座」といいます）対象商品は公募株式投資信託のみです。上場株式、上場投資信託（ETF）、不動産投資信託（REIT）等は取り扱っておりません。・口座で発生した譲渡損は、他の課税口座で発生した収益と損益通算できません。譲渡損はないものとされ、課税口座で発生した収益との損益通算や、確定申告による損失繰り延べはできません。・NISA制度では同一年において1人1口座に限り開設いただけますので、複数の金融機関に重複して申し込むことはできません。・一定の手続きのもとで、金融機関の変更が可能です。金融機関の変更をおこない、複数の金融機関で口座を開設した場合でも各年において1つの口座でしか公募株式投資信託等を購入することができません。また、口座内の公募株式投資信託等を変更後の金融機関に移管することもできません。なお、金融機関を変更しようとする年分の非課税管理勘定（以下、「非課税投資枠」といいます。）*で、すでに公募株式投資信託等を購入していた場合、その年分について金融機関を変更することはできません。*非課税管理勘定とは、金融機関において、他の課税対象となる口座と区分するために口座内に設けられる勘定のことです。・口座は原則、特定口座としてご利用いただいている投資信託口座に追加して開設します。口座開設にはマイナンバーの告知が必要となります。・1年間の非課税投資額の上限額は成長投資枠が240万円、つみたて投資枠が120万円であり、両方の枠を使用することも可能です。・現在、課税口座で保有している公募株式投資信託等をNISA口座へ移管することはできません。・NISA制度を利用しご購入いただいた投資信託は無期限で保有することができ、いつでも解約することができます。（市場休業日を除きます。）・非課税で保有できる限度額は1,800万円（うち成長投資枠1,200万円）であり、これを超えた非課税投資はできません。・分配金受取型の投資信託で、分配金が元本払戻金（特別分配金）になる場合、非課税のメリットはありません。・分配金再投資型の投資信託の場合、分配金の再投資は、「NISA優先（成長投資枠・つみたて投資枠）」として投資します。ただし、それぞれ非課税限度額を超過する場合の超過分は課税扱になります。また再投資の結果積立買付で限度額超過分となる部分は課税扱になります。・同一銘柄でNISA（一般NISA・ジュニアNISA・成長投資枠・つみたてNISA・つみたて投資枠）利用の投資信託を一部解約する場合は、先に取得したものから解約（売却）になります。・NISA（成長投資枠・つみたて投資枠）で保有する商品を解約すると、解約により非課税保有額が減少します。減少した分は翌年以降、年間投資枠の範囲内で新たな商品の購入に利用することが可能です。・解約により非課税保有額が減少する額は、簿価であり時価ではありません。また翌年の年間投資枠の上限額が増えることはありません。・つみたて投資枠では、つみたて投資枠に係る積立契約（非課税累積投資契約）の締結に基づき定期かつ継続的な方法により公募株式投資信託を購入します。・つみたて投資枠では、つみたて投資枠に係る積立契約（非課税累積投資契約）により購入された公募株式投資信託等の信託報酬等の概算値が原則として年1回通知されます。・つみたて投資枠では基準経過日（初めて特定累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日、および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日）から1年を経過する日までの間において住所、氏名を確認させていただきます。確認できない場合は特定累積投資勘定への受け入れができなくなります。

○こどもNISAに関する留意点 ・こどもNISAは、2027年開始予定の未成年向け非課税投資制度です。0～17歳を対象に、長期・安定的な投資を通じて将来の資産形成を支援する枠組みで、投資によって得られた運用益が非課税となります。・北陸銀行でのこどもNISA口座対象商品は公募株式投資信託のみです。・非課税投資枠は年間60万円、累計600万円で、18歳になると成人NISAへ自動的に移行されます。・こどもNISA口座で発生した譲渡損は、他の課税口座で発生した収益と損益通算できません。・こどもNISAは1人1口座に限られており、複数の金融機関に重複して申し込むことはできません。・こどもNISA口座開設後は金融機関の変更はできません。※制度内容や開始時期は変更となる可能性があります。